

意見書案第 19 号

地域手当の級地区分設定広域化にあたっての地方財源を確保することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 まり

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

地域手当の級地区分設定広域化にあたっての地方財源を確保することを求める意見書

2023年8月7日、人事院は公務員人事管理に関する報告において、地域手当に関しては、市町村単位で細かく水準差が生じていることに対して不均衡であるといった意見をはじめ、様々な指摘を行った。このため、最新の民間賃金の反映と併せ、級地区分の設定を広域化するなど大きくくりな調整方法に見直すとした。

地域手当は職員がその地での生計費として必要な金額を支給しているものであり、就職希望者が自治体を選択する際の要素の一つとなっていることから、本市における職員の確保に大きく影響を及ぼすこととなる。また診療報酬や介護報酬、保育所の公定価格の地域区分は、地域手当の級地区分に準拠していることから、医療機関や介護事業所、保育所などの運営費にも大きく関わってくる。

本年、地域手当の大きくくり化によって級地区分が変更され、本市の地域手当の支給率が下がるようなことがあれば、職員の新規採用者の減少と現役職員の流出のため、本市職員の確保と定着が困難になるだけに留まらず、診療報酬や介護報酬、保育所運営費の引き下げにもつながることから、関係する市立大津市民病院をはじめ医療・福祉事業の運営に困難を来すことが懸念される。

よって国及び政府においては、地域手当の級地区分設定を広域化するにあたって、国の責任で財源を確保し現行の支給率から引下げとならないよう対応することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長

参議院議長

あて